学校いじめ防止基本方針　2023

明石市立清水小学校　生徒指導委員会

1．はじめに

本校は、「子どもたちの夢を育てる」を学校教育目標として、生きる力を育む教育をめざしている。

全ての児童が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう、いじめは重大な人権侵害で絶対に許されない行為であるという認 識のもと、いじめ防止に向けて日常の指導体制を定める。また、いじめの未然防止を図りながらいじめの早期発見に取り組むとともに、いじめ を認知した場合は適切にかつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を作成し、保護者や地域とともに、いじめのない学校づくりを進める。

いじめの理解

『いじめ』とは児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものを言う。

【いじめ防止対策推進法】

①どの子どもにもどの学校でも起こり得る。
②人権侵害であり人として決して許されない。
③大人には気づきにくい所で行われ発見しにくい。
④児童生徒は入れ替わり加害も被害も経験する。
⑤暴力を伴わなくても生命、身体に重大な危険をもたらす場合がある。
⑥行為の態様により暴行、恐喝等の刑罰法規に抵触する。
⑦傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

『いじめ』に当たるかどうかは、いじめられた児童の立場に立って判断することが必要である。また『いじめ』の認知は、特定の教職員で行うのではなく、校内組織<いじめ対応チーム>を活用するなど、全教職員で行うようにする。

いじめ問題に取り組むには、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むこと、些細な事案でも「早期対応」していくことが必要である。

2、『いじめ』未然防止のために

『いじめ』を未然防止するためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもつことが必要である。しかし、教職員や児童が主体的に「いじめを生まない・許さない土壌作り」に取り組むことで、いじめが生まれない学校にすることは可能である。

そのために、教職員が子どもたちの些細な言動から変化を気づき取ること、実態把握に努めることが大切である。また、担任一人の目線ではなく、学級、学年問わず多数の目で子どもたちを見守り、些細な変化にも気づくことができる体制作りに努めることが必要である。これを教職員が共通理解をし、教職員間で気軽に報告、相談できる雰囲気をつくることで、未然防止につながっていく。また児童の主体的な活動を通して、互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりを進めていくことで、安心して学校生活を送ることができ、いじめを未然防止することができる。

【児童の主体的な活動例】
①ペア交流
②児童会を中心とした毎月の生活目標
③児童会によるいじめ STOP
④あいさつ運動
⑤スマートフォンのルール作り（学級、児童会）
⑥行事、委員会活動、清掃活動などいろいろな教師からの励まし

3．早期発見

いじめを早期発見するためには、教師のいじめに気づく力を高めることが必要である。いじめは見えないところで行われおり、本人からの訴えは少ない。そういった実状を認識し、児童の些細な変化にも気づくことができるよう、教師の《アンテナ》を高めていくようにする。

【早期発見のために手だて】
①日々の観察、会話～子どもがいる所には教師がいる体制
　　教師との信頼関係を深める
②観察の視点～個人を見る視点と集団を見る視点
③様々な立場からの声掛け～相談しやすい雰囲気、環境作り
④いじめ実態アンケート

４．組織的対応

◆本校の組織◆

≪**いじめ対応チーム**≫…管理職の判断で招集
生徒指導委員会のメンバー・該当学年の担任団
必要であればスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを招集

≪**生徒指導委員会**≫…毎月１回開催
校長　教頭　生徒指導担当　養護教諭
不登校担当　各学年生徒指導担当
児童の問題行動の把握と指導内容の確認・相談・経過報告・今後の指導方針の決定

◆いじめが起こった場合の組織的対応の流れ◆
（原則即日対応・問題に応じて柔軟に対応）

①発見
→日常の観察・アンケート（６月・１０月・２月）
教育相談・周囲の児童の訴えなど
②情報収集・事実確認
→校長・教頭・学年団・生徒指導担当に報告
→情報収集の方法（別室・人数・順番など）と役割分担（聞き取り・記録など）
③方針決定・対応
→「いじめ対応チーム」の招集
→情報の集約・整理
→今後の指導方針や体制の決定
→保護者への連絡や家庭訪問（事実を伝え、学校の指導方針を共有する。）
④経過観察
→３か月以上いじめに係る行為がないか
→被害児童が心身の苦痛を感じていないか（面談や家庭訪問で確認）
→必要に応じて学年集会・全校集会を開く。
→道徳や学級活動を通して再発防止や未然防止に向けた活動を取り入れる。
→保護者との連携を続けて、子どもの様子を共有する。

教職員が同じ意識で子どもたちを見守っていくことが大切である。多くの教職員の目で子どもたちの成長、変化を見ていくこと、そして教職員間の連携を密にしていくことで、「いじめが生まれない環境作り」をしていくことができる。

５．インターネットを通じて行われるいじめへの対応

①インターネットの危険性やネット上のトラブルについて、最新の動向を把握
・情報モラルに関する教職員の指導力向上
・児童、 保護者への啓発（保護者との連携）
②いじめを発見した場合、書き込みや画像の削除等の迅速な対応
・人権侵害や犯罪、法律違反等、事案に応じて警察や法務局人権相談窓口等の 専門機関と連携

６．重大事態への対応

（１）重大事態とは
重大事態とは、「いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受けた児童の状況で判断する。本校 の場合、例えば、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被っ た場合などのケースが想定される。
また、「いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の 定義を踏まえ、年間３０日を目安とする。ただし、児童児童が一定期間、連続 して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。 また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。
（２）重大事態への対応
校長が重大事態と判断した場合、校長は直ちに教育委員会に報告するとともに、教育委員会と調査主体を協議し(学校主体で調査し教育委員会は学校の調 査をバックアップするのか、教育委員会が調査するのか)、判断する。
学校主体の調査にあたっては、校長はリーダーシップを発揮し、いじめ対策 委員会に専門的知識及び経験を有する外部の専門家である弁護士（明石市教育 委員会事務局 法務 担当課長）や教育委員会児童生徒支援課担当職員等を加え た組織で調査し、事態の解決にあたる。また、教育委員会主体で調査を行う場 合は、教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態解決に 向けて対応する。

７．いじめの防止等の検証及び見直し

○この基本方針に基づくいじめ防止等の対策については、明石市教育委員会に 毎年度実施状況を報告した上で、必要な見直しを行う